

生駒市規則第 8 号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 3 月 28 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成 8 年 10 月生駒市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表北地区市民サービスコーナーの項及び生駒市高山竹林園市民サービスコーナーの項を削る。

第 5 条第 1 項を次のように改める。

サービスコーナーにおいて事務を取り扱う日（以下「事務取扱日」という。）は、前条第 1 号から第 3 号までに掲げる事務にあつては日曜日及び火曜日から土曜日までの日、同条第 4 号及び第 5 号に掲げる事務にあつては火曜日から金曜日までの日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）
- (2) 祝日が日曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日でない日
- (3) その前日及び翌日が祝日である日
- (4) 12 月 27 日から翌年の 1 月 5 日までの日

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

（生駒市公印規則の一部改正）

2 生駒市公印規則（平成9年3月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表の専用公印の表中

7の5	市長印	てん書	縦横 21mm	<table border="1"> <tr> <td>生駒市長之印</td> </tr> <tr> <td>市民課専用 6</td> </tr> </table>	生駒市長之印	市民課専用 6	北地区市 民サ一ビ スコーナ ーにおい てる処理 住戸籍基 台帳及登 印鑑関録 に明事務	市民課 長	を
生駒市長之印									
市民課専用 6									

「7の5 削除」に、

7の7	市長印	てん書	縦横 21mm	<table border="1"> <tr> <td>生駒市長之印</td> </tr> <tr> <td>市民課専用 8</td> </tr> </table>	生駒市長之印	市民課専用 8	生駒市高 山竹園 市民サ一 ビスコー ーにおい すてる 籍、本 基及登 及録る 務	市民課 長	を
生駒市長之印									
市民課専用 8									

「7の7 削除」に

改める。